

# 京都市健康長寿産業事業化促進補助金

## 平成30年度募集要項

### 1 京都市健康長寿産業事業化促進補助金の目的

本補助金は、京都市が展開する「京都市ライフイノベーション推進戦略」の一翼を担うものとして、ライフサイエンス関連産業の育成を図るため、京都市内の中小・ベンチャー企業（以下「中小企業者」という。）を対象に、事業化に向けた製品等の開発への補助を行い、新産業を創出することを目的としています。

### 2 対象者

京都市内に事業拠点を有し、健康・福祉・介護分野、医療機器分野等の製品等の開発に取り組む以下の者としします。

#### (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項各号に該当する中小企業者

ただし、中小企業者であっても、以下のいずれかの項目に該当する者は除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している者
- ③ 役員の総数の1/2以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者

#### (2) 有限責任事業組合（LLP）、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人

※京都市税を滞納していないことが条件になります。

※その他、「13 留意事項」もご参照ください。

### 3 対象事業

健康・福祉・介護分野、医療機器分野等における新たな製品等の事業化開発

※補助対象外となる事業は次のとおり

- ・ 同一事業について、これまで当事業で採択を受けた事業、国や府等の公的な補助金等の交付を受けている事業又は受けることが決まっている事業（交付決定以降についても、同一事業で補助金等の交付を重複して受けることはできません。）
- ・ 実現可能性の乏しい事業（公的機関の許認可等の見込みが十分ではない事業を含む。）
- ・ **交付決定日から3年以内の事業化（上市等）が見込めない事業**
- ・ 主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業
- ・ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
- ・ 営利活動とみなされる原材料や商品の仕入れ等（ただし、試作及びテスト販売用のこれらは可能）を行う事業
- ・ 平成31年2月28日（木）までにすべての対象経費の支出が完了しない事業

#### 4 補助金額等

- (1) 補助率 補助対象経費の1/2以内  
(2) 補助限度額 100万円以内  
(3) 補助期間 交付決定日から平成31年2月28日(木)まで

※ 補助金は完了報告確認後の精算払いとなります。補助金支払まで立替が発生しますので、資金計画に十分留意して申請してください。

#### 5 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できる以下の経費（消費税及び地方消費税を含む）。

- ・ 設備・備品費（資産計上される物品。ただし、補助対象経費の50%未満とします。）
- ・ 材料・消耗品費（資産計上されない物品等）
- ・ 労務費・謝金（開発補助アルバイト等）
- ・ 旅費・交通費（国内出張費等。海外出張は対象外）
- ・ その他経費（外注加工費等、上記の各費目に分類されない経費）

#### ※補助対象外となる経費は次のとおり

- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く）
- ・ 補助事業従事者（既に雇用されている社員等）の人件費
- ・ 補助事業従事者以外の者に関わる経費（旅費等）
- ・ 建物等施設の建設・改築、不動産取得に関する経費
- ・ 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 製品等開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
- ・ 借入に伴う元金及び支払利息
- ・ 官公署に支払う手数料等（印紙代等）
- ・ 接遇費（飲食及び接待費）
- ・ 税務申告及び決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・ 各種保険料
- ・ 振込手数料
- ・ 当該製品等開発の実施に関連のない費用
- ・ 用途が特定できない費用（ガソリン代等）
- ・ 公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

#### 6 募集期間

平成30年4月2日(月)～6月26日(火)

## 7 採択決定

平成30年7月下旬予定

## 8 採択件数

5件程度

## 9 申請書等の作成、提出

### (1) 申請書の作成

ア 申請書は本募集要項による指定様式（第1号様式）を使用してください。

様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

（URL：<http://www.astem.or.jp/lifeinov/projects02-2018/4128.html>）

イ 申請書はA4版、片面印刷でプリントアウトし、左上1箇所をクリップ止め（ホッチキス止め不可）してください。多色刷りは可とします。

### (2) 提出書類

- ・ 提出書類チェックシート 1部
- ・ 京都市健康長寿産業事業化促進補助金交付申請書 2部（正本1部、副本1部）
- ・ 京都市健康長寿産業事業化促進補助金交付申請書の電子データが記録されたCD-R 1枚
  - ※ データはワード書式でお願いします。
- ・ 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し1部又は直近1期分の確定申告書写し1部
  - ※ 創業1年未満の場合は、確定申告書の写し1期分又は税務署への事業開始届の写し等1部を添付してください。
- ・ 商業・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書。発行日から3箇月以内のもの。）原本1部（個人は不要）
- ・ 直近1期分の法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書（原本） 各1部
- ・ 代表特許出願書類の写し 2部（ある場合のみ）
- ・ 申請書受付通知用はがき 1枚
- ※ 創業1年未満等の理由により法人市民税の納税証明書が発行されない場合及び、固定資産税を保有していないため、固定資産税・都市計画税の納税証明書が発行されない場合は、別紙（様式）に添付の「法人市民税の納税証明書無添付理由書」、「固定資産税・都市計画税の納税証明書無添付理由書」に記名、押印のうえ提出してください。

### (3) 申請書の受付期間

平成30年4月2日（月）から6月26日（火）まで（必着）

### (4) 提出方法

原則として「配達証明（郵便）」又は「簡易書留」、「宅配便」にて送付してください。

直接持参して提出を希望される場合は、電話で事前連絡（950-0880）のうえ、京都市ライフイノベーション創出支援センターまでお持ちください。

- ・ 受付時間 月曜日から金曜日（祝日除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※ 提出された書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。

## 10 申請書類等提出・問い合わせ先

### 京都市ライフイノベーション創出支援センター

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

京都大学医学部附属病院先端医療機器開発・臨床研究センター 507号室

TEL 950-0880



## 1 1 審査

審査委員会により申請内容を評価し採択案件を決定します。

なお、審査委員会は非公開で行われ、経過等の問合せには応じられません。

### (1) 評価基準

- ・ 新規性及び優位性
- ・ 事業の市場性
- ・ 事業の実現可能性（目標設定の妥当性、事業計画・製品等開発計画及び経費配分の妥当性等）
- ・ 地域活性化への波及効果
- ・ 事業遂行能力（社内体制等）

### (2) ヒアリング・実地審査

審査委員会が必要と認めた場合、ヒアリングや提案者を訪問しての実地審査を行う場合があります。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず、申請者に文書でお知らせします。

### (4) 採択事業の公表

採択事業については、広報発表、ホームページへの掲載などにより公表（事業者名、代表者名、事業概要等）します。

### (5) 補助金の交付

補助金は予算の範囲内で交付します。

そのため、採択された場合でも、申請額から交付額が減額になる場合がありますのでご了承ください。

## 1 2 採択後の責務等

### (1) 取得財産の取扱い

本補助事業により取得した設備等の所有権は、補助先に帰属するものとします。

本補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図ってください。

### (2) 事業成果及び経理の報告

本補助事業終了後10日以内又は平成31年3月4日（月）のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（実績報告書、収支決算書、支出明細書、支払明細書類（領収書等））（第2号様式）を提出してください。

また、補助事業終了後においても、当該製品等開発により得られた成果及び新規雇用の状況（雇用者数、雇用形態、業種等）について、報告を求めることがあります。

### (3) 関係書類等の保存期間

関係書類等は補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

#### **(4) 成果の公表**

事業成果については、ホームページ等で公開することがあります。

また、成果報告会を開催する場合は、ご参加ください。

権利保護等について採択者で事前にご対応願います。

### **1 3 留意事項**

#### **(1) 複数提案の制限**

1 企業が複数の提案を行うことはできません。

#### **(2) 申請書類等の枚数制限**

申請書の各項目について文字数や枚数の制限の記載がある場合は、その制限を厳守してください。

#### **(3) 不合理な重複制限**

同一の補助事業内容に対して既に他の競争的資金制度等から資金を受けている場合は、採択いたしません。

本補助事業への申請段階において、他の競争的資金等の提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金等に採択された場合は、速やかに本補助事業の担当者に報告してください。

#### **(4) 反社会的勢力の排除**

代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む））について、京都市暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団員等又は同第5号に規定する暴力団密接関係者が判明した場合、採択いたしません。また、採択後、交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

#### **(5) 法令遵守**

採択事業に関する製品等開発に際しては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。補助事業従事者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な製品等開発については、必ず所定の手続を行ってください。

#### **(6) 不正行為に対する措置**

採択事業に関する製品等開発活動において不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）又は関係法令等の違反が認められた場合には、本補助事業への採択を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、不正行為を行った者に対して、一定期間、本補助事業への提案を制限します。

#### **(7) 権利保護への配慮**

製品等開発を進めるに際して、他社への権利侵害がないことを確認すると同時に他者の知的所有権を使用する場合、相手方の同意・協力を得られるように使用権の実施許諾契約書を締結するなど、提案前に適切な対応をしておいてください。

## **(8) 検査の実施**

この補助事業に係る予算の執行の適正を期するために、必要があるときは遂行状況報告書（第3号様式）による報告を求めたり、職員による現地検査を行ったりすることがあります。

## **(9) 計画の変更・中止・廃止**

補助事業等の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は中止・廃止しようとするときは、あらかじめ計画変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、当財団の承認を得てください。

※軽微な変更とは、費目間の50%以内の増減を伴う場合とします。

## **【個人情報の取扱いについて】**

個人情報に関する取扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。詳しくは、<http://www.astem.or.jp/privacypolicy> をご参照ください。

なお、本申請書記載の個人情報に関する利用目的等については以下に記載しております。必ずご確認ください。

### **(1) 個人情報の利用目的**

本申請書及び本事業で知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

- ① 本事業の審査を行う目的で、名簿作成及び審査後の各種連絡等に使用します。
- ② 本事業の終了後、成果把握や関連事業のご案内を行う目的で、名簿等の資料作成や本事業に関する各種連絡に使用します。

### **(2) 個人情報の提供について**

以下のいずれかに該当する場合を除き、ご利用者の情報を第三者に提供しません。

- ① ご本人の同意がある場合
- ② 法令に基づき提供を求められた場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 国、地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

### **(3) 個人情報の委託について**

本事業を遂行するため、審査員就任承諾書を提出した審査員へ個人情報を委託します。それ以外は、外部に個人情報を委託することはありません。

### **(4) 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などをご希望の場合**

ご提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、ご利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続により、合理的な期間及び範囲でご希望に応じます。

下記の間合せ先へご連絡ください。

(5) 個人情報提供の任意性

個人情報のご提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部をご提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

(6) 個人情報の管理責任者とお問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報管理責任者： 総務部長

お問合せ先： 公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

Tel : 075-315-3625 (代) (受付時間：平日<月～金※祝祭日を除く> 9 : 00～17 : 00)

Fax : 075-315-3614 E-mail : info@astem.or.jp URL : <http://www.astem.or.jp>

**【参考】**

**独立行政法人中小企業基盤整備機構法における中小企業者の定義**

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの



○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令

(中小企業者の範囲)

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの